

「清掃研修(10年目)現任技能」 講師による発言問題に対する対応について

2010年10月20日

これまでの取り組みを確認し、講師本人と講師所属区、特別区職員研修所から示された文書を了承し、区切りとする



2011年3月30日 四者による事実確認会

わが組合は、2010年10月20日に実施された「清掃職員(10年目)現任技能」での講師の問題発言を重大な人権問題・清掃職業差別問題であるという認識で、一年半をかけて関係者と協議を重ねて来ました。

これまでの協議を経て、特別区職員研修所から示された「謝罪文書」を了承することとし、4月26日の第24回中央執行委員会で、「清掃研修(10年目)現任技能」講師による発言問題に対する対応について」を本件に対する総括として確認をしました。

わが組合は、清掃職業差別を始めとした全ての差別撤廃に向けた運動を進め、人権意識の向上を図ることを大きな運動の柱としてきました。本件についての協議では、大きな成果を得ることも出来ました。引き続き差別の無い社会の実現に向けた取り組みを進めます。



東京清掃
労働組合
千代田区飯田橋3-9-3
TEL (3237) 9995
1部20円

編集責任
長 幸司
教 宣部
育 藤 幸

わが組合の綱領

- 一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
- 二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
- 三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

清掃研修「(10年目)現任技能」講師による発言問題に対する対応について

2012年4月26日(木)
第24回中央執行委員会

1、はじめに

特別区職員研修所で実施された「清掃研修(10年目)現任技能/同和問題」で、講師による問題発言がなされた2010年10月20日から一年半が経過しようとしている。特別区職員研修所に対し事実関係の把握を申入れて以降、講師本人はもとより、東京清掃労働組合、部落解放同盟東京都連合会(以下、都連)、特別区職員研修所(以下、研修所)、講師所属区から多くの関係

者が一同に会し、問題の本質を明らかにするべく協議を重ねてきた。多くの時間を割いて本件に真摯に向き合っていたいただいた関係者各位に冒頭敬意を表する。

都区制度改革の一環として、清掃事業が東京都から特別区へ移管されて12年が経過した。特別区は、自治体固有事務である清掃事業を特別区の事務として移管することを積極的に求めてきた。特別区の事業として清掃事業を拡充、発展させたいと考えた上での移管だったはずである。しかし、自治権拡充のための清掃事業の区移管とは言いながら、その背景にあったのは地方行革、現業部門の合理化という問題であり、区移管以降、各区は安上りの清掃行政を競い合っているかのようである。

清掃の現場にいる管理職による問題発言は、職員の尊厳を著しく傷つけ、士気を低下させるものであった。わが組合にとって強い憤りを覚える事件であったが、本件を単に一講師の資質の問題と捉えるだけではなく、共同研修の実施体制に問題がなかったのか、移管から10年余を経て各区が清掃事業をどう捉えているのか、数年で異動する管理職が清掃事業の長い歴史や職員の勤務条件について十分な理解がないまま、主観

的な見解を軽々に研修という公の場で述べていないか、その他の問題など多くの課題を内包するという認識の下に、発言内容の事実関係を確認することから本件の協議は開始された。

清掃研修の改善・充実についての研修所との協議、特別区の清掃事業に対する姿勢についての講師所属区との意見交換、都連の協力を得ながら講師本人と一緒に被差別地域に赴いてのフィールドワークなど、多くの時間を割いて実施した協議や取り組みは、非常に実りあるものであった。また、清掃研修体制の改善・充実として、講師用のテキストや指導要領、清掃事業の移管以降の経緯をまとめた副教材が作成されたことも高く評価出来るものである。ここにおいてこれまでの経過やその内容について整理をし、本件についての到達点として確認する。

2、これまでの主な経過について

本件「清掃研修(10年目)現任技能/同和問題」が実施されて以降、受講した組合員からは、「同和問題の講義であるにもかかわらず、清掃の職場や職員を蔑視するような差別発言があった」「講師は清掃の職場や職員を馬鹿にしていると感じた」「同和問題につい

て、具体的な地名を挙げながら、同和地区を示唆するような発言があった」「インターネットでの差別問題について、それをさらに煽るような発言があった」「非常に不愉快な講義であった」といった訴えが相次いだ。

事態を重く見たわが組合は、受講生に対し研修内容についての聞き取り調査を実施すると同時に、研修所に対しても受講生からの多くの訴えがあることを連絡し、研修所としても事態の把握に努めるよう申し入れた。

(1) 部落解放同盟東京都連合会との協力

1月27日) 第1回事実確認のための意見交換会(2011年

同和問題の講義であるにもかかわらず、同和問題に直接関係のない清掃職場や職員に対する批判的な内容に多くの時間が使われたという報告や、肝心の同和問題についても差別を助長するような内容であったという報告があったことから、都連に対して報告をし、今後の対応について話し合いを持った。

わが組合と都連は、清掃の職場や職員に対する発言内容も含め、同和問題を助長する重大な人権問題であるという認識で一致をし、お互いに協力をしながら今後の対応を図ることを確認した。2011年1月13日、研修所に対し、講師本人を含めた四者(東京清掃、都連、講師所属区、研修所)による意見交換の場を持つことを申し入れた。

(2) 四者による協議の主な経過

1月19日、四者の窓口による実務的な協議(以下窓口協議という)を実施し、事実確認をするための意見交換の場を1月27日に持つことを確認した。1月19日の窓口協議では、講師が使ったレジュメや資料が明らかにされたが、資料の選定や使い方についても問題があることが明らかになった。

1月27日) 第1回事実確認のための意見交換会(2011年1月27日)

第1回事実確認のための意見交換会の冒頭で、講師本人から「発言の真意が伝わっていないかったことは残念。不適切な発言で研修生に不愉快な思いをさせてしまい、言葉が足りなかったと深く反省している」等の謝罪の発言を受ける。その後、一問一答でやり取りがされたが、講師本人からは「言葉が足りなかった」「配慮が足らなかった」「説明が不十分だった」という説明が繰り返された。その後の窓口協議で、都連とわが組合から「受講生の証言と乖離があり、引き続き事実確認が必要。次回からは『事実確認会』として実施すること」等を申入れ、確認がされた。



2011年2月17日 四者による事実確認会 部落解放同盟東京都連合会からの出席者、長谷川委員長(中央)



2011年8月30日 清掃研修の改善・充実についての四者協議

ii) 第1回事実確認会 交換(2011年3月23日)

関係な内容で本来の同和問題についての研修時間を短

るなどについて確認した。

(2011年2月3日)

わが組合は、10年目研修

たこと確認するに至

(3) 清掃研修の実施体制に

事実上、二回目となる事

の受講生に集まってもら

いものとした ②不適切な

【協議実施経過】

実確認会が実施された。わ

発言で職業差別や部落差別

第1回 清掃研修における

が組合からは「清掃事業

を助長することになり、受

講師発言問題を受けての研

が東京都から移管された経

講生に間違った理解を与え

修改善・充実に向けた協議

緯や職員の勤務条件につい

議の中心は、「区移管以降、

(2011年7月5日)

て、十分に理解しないまま

各区は清掃事業をどう捉え

第2回 清掃研修における

職場の改善や同和問題の研

は「ない」同和問題で何も

講師発言問題を受けての研

修の題材として取り上げる

得ていない。やり直してほ

修改善・充実に向けた協議

ことは根本的に誤り「講

三回にわたる事実確認会

(2011年8月30日)

師の思いは受講生に伝わっ

を経て、研修所から「研修

本件では、清掃研修の実

だけ」等を中心に指摘した。

評価、今後の進め方などに

施体制についても多くの問

講師退席後、関係者間で

い、講師養成研修のより一

題点が明らかになった。区

意見交換を行った。「受講

層の充実に取り組んでまい

移管にあたって、東京都と

生の証言と講師の説明に依

ります」「全職層を対象と

特別区間で確認された「研

然として乖離がある。次回

ても同様の見直しを行い、

た声が多い。②何故こうい

は受講生の出席も必要では

一層の充実に努めてまいり

た当事者の視点(差別の実

ないか」といった意見が出

ます」といった内容の謝罪

態)から学ぶ研修が行われ

された。これについては、

を文書で受けた。受講生に

ていたのか。内部講師だけ

窓口協議で調整することを

対しても研修所、講師本人

に頼る研修に限界はないの

確認して終了した。

認会で一定の区切りとした

か。清掃研修実施にあつ

iii) 受講生と本部との意見

とを認め、①同和研修と無

ては、指導要領や教材が講

師に一任されているが、標

準的な指導要領やテキスト

ト、教材が必要ではないか。

講義内容の記録が取られて

いなかったことから、事実

確認に時間を要した。研修

所の責任として講義内容を

記録するべきではないか。

四者による事実確認会が

一定の区切りとなって以

降、研修所との間では前述

の内容を中心とする「清掃

研修の改善・充実」が協議

の中心となった。二回目の

協議となった8月30日、研

修所からは、今後の清掃研

修のあり方について研修所

としての考え方をまとめた

『清掃研修の改善・充実に

ついて』が文書で示され、

わが組合も都連もこれを評

価し、了承することとした。

i) 清掃研修の身分移管以

降の水準について

清掃技能系職員が東京都

からの派遣職員から特別区

の職員となった2006年

度(平成18年度)以降の研

修は、東京都と特別区との

間で作成された確認書『清

掃派遣職員の身分切替に伴

う職員の身分切替(平成

18年3月)において、「身

分切替後の研修について

は、これまでと同程度の水

準を確保することを基本と

する」とされ、研修講師に

ついては、「清掃研修の講

師については、基本的には

清掃事業担当課の管理職員

があたるものとする。また、

特別区は、同和問題に関し

て、独自に研修講師を養成

するとともに、これまでの

実績等を踏まえ、研修の充

の水準を確保するために、

正式な講師依頼手続きを行

う。また、依頼手続きは、

職層研修の中でも清掃研修

は独立した研修とされた。

講師所属区の人事・研修担

当課長と調整の上、当該人

事・研修担当課長を通して

行う」とした。

更に、前述した「清掃研

修教材検討会」は、引き続

き教材内容のレベルアップ

や事例問題の追加、データ

更新、23区の取組状況の調

査等の実施、教科目内容の

見直し等に向けて、年2回

程度の頻度で検討会を開催

するとしている。

関係団体との意見交換と

しては、わが組合との定期

的な意見交換の場を設ける

とともに、1995年に起

きた千歳事業所の差別投書

事件を契機に発足した自主

的交流組織「清掃・人権交

流会」と講師登壇予定管理

職との交流を「清掃職場の

差別事象について」清掃・

人権交流会との意見交換

会」として位置付けの明確

化を図ることとした。

(4) 講師所属区、および講

師本人との協議について

i) 講師所属区との協議

【協議実施経過】

第1回(2011年7月26

日)

第2回(2011年11月9

日)

講師所属区の総務部長、

人事課長、人権担当課長と

の間で、移管から10年余を

経て特別区が清掃事業をど

う捉えているのかを中心

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

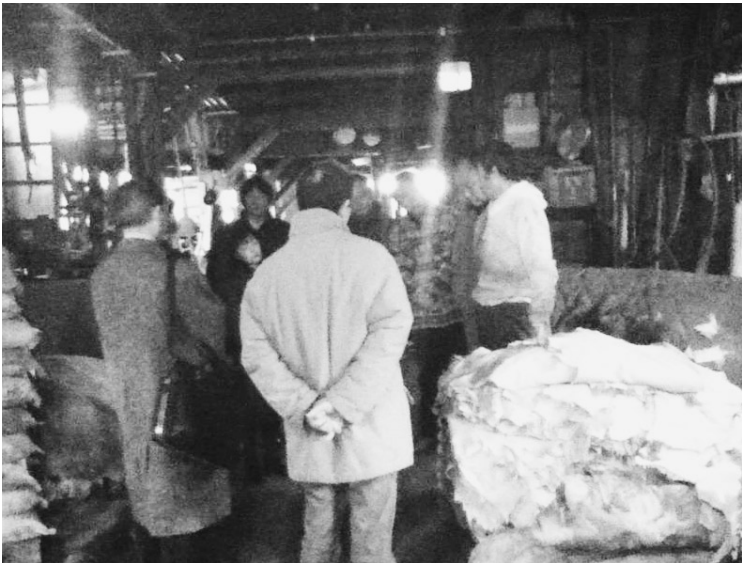
に

に

に

に

に



2012年1月30日 フィールドワーク 皮革なめし・油脂工場で説明を受ける



2011年2月15日 四者による事実確認会 額副委員長(左)、染書記長(右)

協議が持たれた。

ならない。等を質した。

事実。今回の件で清掃事業

ミニケースションを十分に

となり、『産業・教育資料

昨年8月に研修所の示し

た「清掃研修の改善・充実

は、安易な合理化で「安かろ

う、悪かろう」の一途を辿る

わが組合からは、①本件

講師所属区からは、①職

を軽んじていると思われて

しまったことは本当に残

職場作りに努力したい」と

話した。

わが組合からは、「言葉

や配慮が足らなかったとい

う問題ではない」「言っ

たが、講師所属区としてど

う認識されているのか。③

管理職に対する研修は、ど

う行われているのか。④清

掃事業の移管前に各区は

管理職を派遣して事業を理

解しようとする。移管

から10年余を経て、数年で

異動する管理職では、清掃

事業に対する理解が不十分

ではないか。⑤研修の講師

推薦のあり方に問題はない

のか。⑥講師は「不適切な

発言だった」で留まっている

。そこに留まっているだけ

では問題の真の理解には

研修だったことは否めない

。初から、講師は一貫して「清

掃職を良くしたい」という

思いだった「言葉が足り

なかった」「配慮が足らな

かった」「理解してもらえ

なかったことは残念」と繰

り返した。また、「一番反

省したのは、『上から目線

だった」と受講生から指摘

されたこと」「職員とのコ

木下川小学校は、今は廃校

区の木下川(きねがわ)地

域で実施をした。地域で働

く人達の子も達が通った

た「さるに理解に努力し

たい」といった感想が述べ

られた。

途半端だったことを反省し

ている「皮革産業と同和

問題のつながりが理解でき

た「さらに理解に努力し

たい」といった感想が述べ

られた。

23区共同で研修を実施する

ことは、大きな意義がある。

テキストに加え、清掃研

修を担う講師用の『指導要

領』と副教材としての『清

掃事業移管後の経緯』がま

とめられたことも評価がで

きる。管理職自らが、清掃

の長い歴史を認識しないま

ま、労使で確認した勤務条

件や職員や職場を否定する

ことは、受講生の感情を害

するだけで、共同研修の本

来の目的から逸脱するもの

である。今回まとめられた

指導要領や副教材は、清掃

事業に対する管理職の理解

の一助となることだろう。

わが組合も資料提供等で協

力をさせてもらったが、多

くの関係者の尽力に改めて

敬意を表する。

(2) 講師所属区と講師本人

から示された文書につい

て

本年3月には、講師所属

区と講師本人から、この問

題に対する認識と謝罪の意

を示す文書が示された。文

書は、「現場に携わる管理

職として、職員の心情に対

する理解が不十分であった

こと(講師所属区)「日々

現場作業に取り組む清掃職

員の心情への十分な理解が

なかったことによる(講師

本人)を大きな要因とし

て分析されている。

講師は、事実確認の場で

「清掃事務所を意識改革し、

より良い職場に変わってい

くことを願って、強い信念

をもとにお話した」という

説明を繰り返した。講師の

思いを否定するものではな

いが、同和問題の研修は、

そういった思いを伝える場

ではないし、伝えるための

表現も根本的に間違ってい

ると言わざるを得ない。受

講生である組合員に不愉快

な思いをさせ、清掃職場や

職員を馬鹿にしていると感

じさせたことは大きな誤り

であったことは指摘してお

かなければならない。

示された文書は、全体を

通して斟酌すれば受講生の

感情に寄り添ったものであ

り、反省の意が示されてい

る。本文書についても了承

することとした。

立しよう。

働くということは、「人

間としての尊厳」である。

最後にそのことを提起して

本件についての区切りとす

る。

4、最後に

これまで多くの差別事

件は、社会や職場環境に対

する不満を背景として起き

ている。特別区の清掃事業

は、安易な合理化で「安かろ

う、悪かろう」の一途を辿る

ばかりである。際限の無い

合理化そのものが清掃職場

への差別に繋がりがかねない。

清掃の現場にいる管理職

による問題発言は、地域に

密着した公務公共サービスの

の担い手として、日夜奮闘

を続ける清掃職員の尊厳を

著しく傷つけ、士気を低下

させるものであった。職場

環境の改善に努めなければ

ならない管理職である講師

が、清掃職場や職員を軽視

するような発言を共同研修

という場で行ったことは、

清掃職業差別をさらに助長

するものであり、決して許

されるものではなかった。

最後に全組合員に呼びか

ける。現実には23区の清掃

行政を担っているのは、現

場の第一線で自治体の「顔」

となって仕事をしている我

われ清掃労働者である。そ

のことに自信と誇りを持つ

て奮闘しよう。臆すること

は何もない。毅然と前を向

いて胸を張り、よりよい清

掃事業の実現のために、我

われの知識や経験を踏ま

え、清掃労働者と区民が堅

い信頼関係で結び合う清掃

事業を我われ自身の手で確

立しよう。

働くということは、「人

間としての尊厳」である。

最後にそのことを提起して

本件についての区切りとす

る。

4、最後に

これまで多くの差別事

件は、社会や職場環境に対

する不満を背景として起き

ている。特別区の清掃事業

は、安易な合理化で「安かろ

う、悪かろう」の一途を辿る

ばかりである。際限の無い

合理化そのものが清掃職場

への差別に繋がりがかねない。

清掃の現場にいる管理職

による問題発言は、地域に

密着した公務公共サービスの

の担い手として、日夜奮闘

を続ける清掃職員の尊厳を

著しく傷つけ、士気を低下

させるものであった。職場

環境の改善に努めなければ

ならない管理職である講師

が、清掃職場や職員を軽視

するような発言を共同研修

という場で行ったことは、

清掃職業差別をさらに助長

するものであり、決して許

されるものではなかった。

最後に全組合員に呼びか

ける。現実には23区の清掃

行政を担っているのは、現

場の第一線で自治体の「顔」

となって仕事をしている我

われ清掃労働者である。そ

のことに自信と誇りを持つ

て奮闘しよう。臆すること

は何もない。毅然と前を向

いて胸を張り、よりよい清

掃事業の実現のために、我

われの知識や経験を踏ま

え、清掃労働者と区民が堅

い信頼関係で結び合う清掃

事業を我われ自身の手で確

立しよう。

働くということは、「人

間としての尊厳」である。

最後にそのことを提起して

本件についての区切りとす

る。

4、最後に

これまで多くの差別事

件は、社会や職場環境に対

する不満を背景として起き

ている。特別区の清掃事業

は、安易な合理化で「安かろ

う、悪かろう」の一途を辿る

ばかりである。際限の無い

合理化そのものが清掃職場

への差別に繋がりがかねない。

清掃の現場にいる管理職

による問題発言は、地域に

密着した公務公共サービスの

の担い手として、日夜奮闘

を続ける清掃職員の尊厳を

著しく傷つけ、士気を低下

させるものであった。職場

環境の改善に努めなければ

ならない管理職である講師

が、清掃職場や職員を軽視

するような発言を共同研修

という場で行ったことは、

清掃職業差別をさらに助長

するものであり、決して許

されるものではなかった。

最後に全組合員に呼びか

ける。現実には23区の清掃

行政を担っているのは、現

場の第一線で自治体の「顔」

となって仕事をしている我

われ清掃労働者である。そ

のことに自信と誇りを持つ

て奮闘しよう。臆すること

は何もない。毅然と前を向

いて胸を張り、よりよい清

掃事業の実現のために、我

われの知識や経験を踏ま

え、清掃労働者と区民が堅

い信頼関係で結び合う清掃

事業を我われ自身の手で確

立しよう。

働くということは、「人

間としての尊厳」である。

最後にそのことを提起して

本件についての区切りとす

る。

4、最後に

これまで多くの差別事

件は、社会や職場環境に対

する不満を背景として起き

ている。特別区の清掃事業

は、安易な合理化で「安かろ

う、悪かろう」の一途を辿る

ばかりである。際限の無い

合理化そのものが清掃職場

への差別に繋がりがかねない。

清掃の現場にいる管理職

による問題発言は、地域に

密着した公務公共サービスの

の担い手として、日夜奮闘

を続ける清掃職員の尊厳を

著しく傷つけ、士気を低下

させるものであった。職場

環境の改善に努めなければ

ならない管理職である講師

が、清掃職場や職員を軽視

するような発言を共同研修

という場で行ったことは、

清掃職業差別をさらに助長

するものであり、決して許

されるものではなかった。

最後に全組合員に呼びか

ける。現実には23区の清掃

行政を担っているのは、現

場の第一線で自治体の「顔」

となって仕事をしている我

われ清掃労働者である。そ

のことに自信と誇りを持つ

て奮闘しよう。臆すること

は何もない。毅然と前を向

いて胸を張り、よりよい清

掃事業の実現のために、我

われの知識や経験を踏ま

え、清掃労働者と区民が堅

い信頼関係で結び合う清掃

事業を我われ自身の手で確

立しよう。

働くということは、「人

間としての尊厳」である。

最後にそのことを提起して

本件についての区切りとす

東京清掃労働組合
中央執行委員長 吉田 壽 様

平成22年度清掃研修「現任技能（10年目）」について

平成22年10月20日午後に開催された清掃研修「現任技能（10年目）」において、私の差別を助長する不適切な発言により、研修生の皆様に大変不愉快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。深く謝罪いたします。

また同研修において、研修の内容に直接関らない内容を講義したことにより本来の同和研修の講義時間が短いものとなったこと、そして、私の発言に清掃職員に対する職業差別と捉えられる内容があったことについて、講師として、大変申し訳なく、私自身の責任は極めて重大です。

特に、職場内のいじめの問題や給与水準への言及は、私の個人的かつ主観的な見解をあたかもどこの職場にもあることのような発言となり、研修生のみなさんの清掃職場での日頃の頑張りや努力に対し、大変失礼なものとなってしまいました。これは、日々現場作業に取り組む清掃職員の心情への十分な理解がなかったことによるもので、気持ちを理解しないまま「差別と戦わなくてはならない」等と発言しても、受け入れられるはずもなく、正に上から目線であったと気づきました。

今回の件では、研修生のみなさんはもとより、多く関係者のみなさんにご迷惑をおかけしました。そして自分自身の発言内容を振り返って改めて深く反省しています。

確認会でお話いただいた研修生の方からの思いも真摯に受け止め、今後は、さらに同和問題の理解に努めるとともに、清掃現場の職員の皆さんにしっかりと寄り添った事務所運営に向け、全力を尽くしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

平成24年 3 月15日
* * 清掃事務所長
(清掃研修 元講師)

東京清掃労働組合
中央執行委員長 吉田 壽 様

清掃職員（10年目） 現任研修における講師発言について

皆さんには日頃から、清掃事業の円滑な運営のためにご尽力いただいていることに、心から感謝申し上げます。

標記の内容について、講師本人及び特別区職員研修所に確認したところ、講師本人からは、清掃事務所における意識改革を進めることにより、より良い職場に変革することを目的として研修を行ったが、発言に不適切な内容があったことにより、研修生に不快感を与えてしまったこと、特別区研修所の事実経過の調査からは、同和研修において、研修内容に直接関わらない講義をしたことにより、本来の同和研修の講義時間が短いものになったこと及び、講師の発言に不適切な内容があったことにより、研修生がこれを差別問題と捉えたことなどの報告がありました。

このような事態に至ったことに講師を派遣した区としてもその責任を痛感し、その後開催の確認会等に参加をする中で、事実の確認や再発防止に向けた努力をして参りました。

確認会でご指摘をいただいたように、講師自身の思いが研修生の皆さんに伝わらなかったばかりか、逆に研修生の皆さんに不快な思いをさせ、清掃の職場に対する差別を助長するような発言を行ったことについて非常に残念に思っています。現場に携わる管理職として、職員の心情に対する理解が不十分であったことなどが大きな要因であり、研修生を始め関係者各位にご迷惑をおかけしたことについて、区としてもお詫びいたします。

区としては、再びこのような事態が生ずることがないように、講師本人に厳重に注意をするとともに、改めて、* * 区での人権・同和研修を含めた各種研修等の充実に努めております。

清掃事業は東京都から特別区に移管され、10年余りが経過し、港区においても、地域の実情を十分に踏まえたふれあい指導、戸別訪問収集、資源プラスチック回収の開始などにより、循環型社会の構築への取り組みが、区民生活の中に着実に根付いてきています。これも、これまでの良好な労使関係に基づき、労使双方で清掃事業の拡充発展に努めてきた成果と考えています。

清掃労働組合の皆さんと、区との2回の意見交換会でいただいたご意見も踏まえ、今後とも、清掃事業に携わるみなさんとともに職場の環境改善等に取り組んでまいります。

平成24年 3 月15日
* * 区総務部長